

令和9年度 保育所入所募集【新規】



保育所は、保護者が仕事や病気等の事情により「保育の必要性がある」状態にあるお子さんを、保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所入所申込みをされる際は、必ず保護者が提出してください。

■ 入所手続きについて

令和9年4月からの新規入所を希望される方は、入所の申込みと同時に、「保育の必要性の認定」の支給認定の申請が必要になります。

また、入所手続きにはマイナンバーが必要になるため、窓口にて本人確認をさせていただきます。

■ 「入所の要件」・「保育の必要性の認定」の基準について

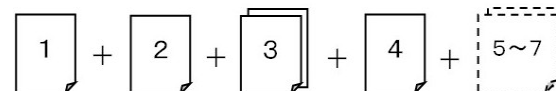
入所については、子ども・保護者とも井手町内に在住し、住民票を有する世帯（転入の予定があり、住所地の確定している世帯を含む）で保護者のいずれもが次の1～9の事由に該当する場合であって、子どもを保育することが困難な場合です。また、認定については、1号認定（満3歳以上・教育標準）、2号認定（満3歳以上・保育）、3号認定（満3歳未満・保育）の3つに区分されることになり、保育園等で保育を希望される場合は、2号認定、3号認定が必要となります。保育認定には、保育の必要な理由（下記のいずれか）に該当し、お子さんの保育が困難な家庭が対象となります。

- ①就 労：1ヶ月あたり48時間以上労働することが常態である場合。
- ②育 児 休 業：育児休業取得中に、すでに保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合。
- ③妊娠・出産：出産予定日から出産前後各8週間。（多胎出産の場合は産前14週間、産後8週間）
- ④疾病・障がい：病気、負傷、心身に障がいがある場合。
- ⑤介護・看護：同居の親族（長期間入院等している場合も含む。）を介護または、看護している場合。
- ⑥災 害 復 旧：震災、風水害、火災等の復旧にあたっている場合。
- ⑦就 学：学校または職業訓練校に在学している場合。
- ⑧求 職 活 動：求職活動を継続的に行っている場合。（※入所日より3ヶ月間を限度とする）
- ⑨そ の 他：上記に類する状態と町が認める場合。



■ 必要書類について

次の1～4、場合によって5～7を提出。3については該当する書類を提出してください。



1. 保育の必要性の教育・保育給付認定（変更）認定申請書 兼 現況届
2. 保育利用申込書
3. 「保育の必要性」を確認する書類
4. 同意書
5. 委任状 祖父母等の保護者(父または母)以外の方が代理申請される場合は、委任状及び代理人の方の本人確認が必要になります。
6. 転入に関する誓約書 申請日時時点で井手町に住所がなく、入所日までに転入予定の方
7. 在宅障害児（者）のいる世帯等の申出書

下記「◆要件ごとに必要な書類一覧」をご覧ください。

※新規入所の方は、申請時に本人確認が必要になります。

（祖父母等の保護者(父または母)以外の方が代理申請される場合は、委任状及び代理人の方の本人確認が必要になります。）

◆要件ごとに必要な書類一覧（該当する事由に応じた書類を提出してください）

保育を必要とする理由		必要な書類
① 就 労	会社員、パート、内職等 ※採用予定を含む	・就労証明書（事業所の証明）
	自営業	・就労証明書 ・以下の1～4のいずれかの書類の写し 1. 事業の確定申告書控え 2. 個人事業の開業届 3. 営業許可証 4. その他、それに準じるものいずれかの写し
	農業に従事	・耕作状況等証明書（農業委員会の証明）
② 育児休業		・就労証明書（事業所の証明）
③ 妊娠・出産		・①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】 ・親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （出産予定日のわかるところ）
④ 疾病・障がい		・①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】 ・診断書及び、障害者手帳の写し、通所証明書 等
⑤ 介護・看護		・①出産・疾病・障がい・看護・介護申立書【A】 ・診断書及び介護計画書、通所証明書 等
⑥ 災害復旧		・罹災証明書
⑦ 就学		・②就学証明書【B】 ・在学証明書、時間割表の写し 等
⑧ 求職活動		・③就労予定申立書【C】

■ 入所年齢について

玉川保育園 0歳～5歳（令和3年4月2日生～産後8週明け）
【定員】0歳：9名 1歳：8名 2歳：12名 3歳：15名
（0～2歳児は入所人数により月齢でクラス編成になる場合があります。）

多賀保育園 3歳～5歳（令和3年4月2日生～令和6年4月1日生）
【定員】3歳：15名
（入所人数により合同クラスになる場合があります）

いづみ保育園 1歳～3歳（令和5年4月2日生～令和8年4月1日生）
【定員】1歳：16名 2歳：24名 3歳：15名
（1～2歳児は入所人数により月齢でクラス編成になる場合があります。）

■ 保育必要量（基本利用時間）について

保護者の就労時間や保育の必要な理由などに応じて、保育所の基本利用時間となる「保育必要量」も決定されます。保育必要量は、「保育短時間」と「保育標準時間」の2つに区分されます。

「保育短時間」は、午前8時30分から午後4時30分までの最長8時間、「保育標準時間」は、午前7時30分から午後6時30分までの最長11時間となります。

なお、原則として保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満の場合は、「保育短時間」の利用となり、月120時間以上の場合は、「保育標準時間」の利用となります。

■ 申込書の交付について

令和8年10月1日（木）以降、保育園及び役場子育て支援課において交付します。

■ 申込み受付について

受付期間：令和8年11月16日（月）～令和8年11月19日（木）
受付場所：下記の日程で保育園にて受付
※兄弟姉妹で希望される保育園が異なる場合は、いずれかの日で同時に申請してください。
※兄弟姉妹が、いずれかの園に在籍中の方は、在籍中の園で提出いただくことも可能です。

- ◇玉川保育園（TEL：82-2153）
4歳・5歳 令和8年11月16日（月） 午前9時～午後4時
0歳～3歳 令和8年11月17日（火） 午前9時～午後4時
- ◇いづみ保育園（TEL：82-4160）
1歳～3歳 令和8年11月18日（水） 午前9時～午後4時
- ◇多賀保育園（TEL：82-2225）
3歳～5歳 令和8年11月19日（木） 午前9時～午後4時

◎上記日程で提出できない場合は、令和8年11月30日（月）までに役場子育て支援課で申請してください。受付期間を過ぎた場合、4月からの入所ができないことがあります。
◎申請状況によっては、第1希望の園に入所できない場合や、兄弟姉妹で入所する園が分かれることがありますので、予め、ご了承ください。
◎詳細につきましては子育て支援課（TEL：82-2022）または、上記各保育園にお問い合わせください。

■ 保育の無償化について

令和元年10月から3歳～5歳児と住民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料が無償化されております。また、令和5年4月より井手町独自施策として、第2子以降の園児の保育料が無償化されております。

■ 給食費（主・副食費）等無償化について

町立保育所に通う全園児の給食費を町が負担することで、保護者負担の軽減を図っています。

■ 延長保育料について

第1子の園児が保育必要量（支給認定証における保育時間）以上の保育を利用される場合は、延長保育料（子ども1人につき日額100円）が必要となります。

保育料について

保育料は、保護者の市町村民税額をもとに算定します。毎年9月が保育料の切り替え時期になり、4月から8月までは、前年度の市町村民税額に基づく保育料となり、9月から3月までは、当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。（下記の表は、令和元年10月1日以降の保育料に適用されています。なお、令和8年度以降については、今後改定される場合があります。）

各月初日の満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		短時間認定	標準時間認定
階層	定義		
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等）	7,150円	7,300円
C2	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	14,300円	14,600円
D1	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯（ひとり親世帯等）	7,150円	7,300円
D2	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	14,300円	14,600円
D3	市町村民税所得割課税額48,600円～53,000円未満の世帯（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
D4	市町村民税所得割課税額48,600円～53,000円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	22,100円	22,500円
D5	市町村民税所得割課税額53,000円～67,000円未満の世帯（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
D6	市町村民税所得割課税額53,000円～67,000円未満の世帯（ひとり親世帯等以外の世帯）	22,100円	22,500円
D7	市町村民税所得割課税額67,000円～77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等）	9,000円	9,000円
D8	市町村民税所得割課税額67,000円～85,000円未満の世帯	22,100円	22,500円
D9	市町村民税所得割課税額85,000円～97,000円未満の世帯	23,500円	24,000円
D10	市町村民税所得割課税額97,000円～121,000円未満の世帯	26,500円	27,000円
D11	市町村民税所得割課税額121,000円～139,000円未満の世帯	28,000円	28,500円
D12	市町村民税所得割課税額139,000円～157,000円未満の世帯	29,700円	30,300円
D13	市町村民税所得割課税額157,000円～169,000円未満の世帯	32,700円	33,300円
D14	市町村民税所得割課税額169,000円～186,000円未満の世帯	32,700円	33,300円
D15	市町村民税所得割課税額186,000円～198,000円未満の世帯	36,000円	36,700円
D16	市町村民税所得割課税額198,000円～210,000円未満の世帯	40,300円	41,000円
D17	市町村民税所得割課税額210,000円～228,000円未満の世帯	42,200円	43,000円
D18	市町村民税所得割課税額228,000円～301,000円未満の世帯	44,900円	45,700円
D19	市町村民税所得割課税額301,000円～397,000円未満の世帯	58,900円	60,000円
D20	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	58,900円	60,000円

注1 未成年者(20歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者を含みます)が2人以上いる世帯は、2人目以降の児童の保育料は0円となります。